

[事案 2020-261] 新契約無効請求

・令和3年10月20日 和解成立

<事案の概要>

名前を貸すだけで契約する意思はなかったとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年10月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)元募集人から、名前を貸してほしいといわれ、初回保険料分の金額を手渡された。以降の保険料を自分が負担することはないと思っていたが、その後5回分の保険料が自分の口座から引き落とされていた。
- (2)契約時、自分は70歳を超えていたにもかかわらず、70歳以上の配偶者しか同席しておらず、保険募集の高齢者ルールに違反している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時、募集人2名が携帯端末画面等にて、重要事項、保障内容等を説明し、申立人自身が確認した上で確認事項欄へのチェックおよび署名を行っている。また、口座振替依頼書も申立人に説明の上、署名捺印がなされており、申立人は今後の保険料が自身の口座から振り替えられることを理解して契約している。
- (2)高齢者ルールに則った募集が行われており、手続上問題はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の無効は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約の内容は、すでに保険会社を退職している元募集人からもたらされた情報によって、募集人が一方的に決めたものであり、申立人に対する意向確認が不十分であった。事情聴取においても、募集人2名は「意向把握義務についてどう考えるか」との質問に対し、明確に回答できず、普段の募集活動において意向確認を意識していないことがうかがわれる。
- (2)募集人は契約に際し、元募集人から、申立人の氏名、生年月日等の情報を口頭で聞き、設計書を事前に作成しているが、募集人の立場を離れた者から顧客情報が漏洩されたものと知りつつ、その顧客情報を取得し利用したことは、個人情報の保護の観点から不適切である。
- (3)保険会社の高齢者ルールでは、家族の同席があればよいとされているが、本件では申立人の配偶者に契約内容等を理解できるまでの説明がなされたとは言えず、高齢者ルールの趣旨が全うされたとは言えない。